

平成22年8月3日

小牧市都市計画審議会
第1回議事録

都市建設部都市政策課

小牧市都市計画審議会議事録

1 平成22年8月3日 平成22年度第1回小牧市都市計画審議会が小牧市役所南庁舎本会議用控室に招集された。

2 出席委員は、次のとおりである。

野村嘉久	山本典男	山下史守朗
天野正基	稲垣猛	河田智成
大塚俊幸	山田哲茂	舟橋秀和
加藤晶子	小島倫明	川島公子
稲垣喜久治	稲垣孝子	兵道洋一

(東孝司 代理)

3 説明のため、会議に出席した者は、次のとおりである。

都市建設部参事	長瀬孝	都市建設部次長	増田和郎
都市政策課長	小関己喜男	都市政策課課長補佐	鵜飼達市
都市政策課計画係長	三品克二	道路課長	波多野直人
廃棄物対策課長	仲根猛		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

大澤正人 服部達也

5 会議事件は、次のとおりである。

- 1 会長の選出について
会長の職務代理者の指名について
- 2 議事録署名者の選任
- 3 議案審議

議案第1号	尾張都市計画高度利用地区の変更について
議案第2号	尾張都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
議案第3号	尾張都市計画駐車場整備地区の変更について
議案第4号	尾張都市計画桃花台地区計画の変更について
議案第5号	尾張都市計画岩崎地区計画の変更について
議案第6号	尾張都市計画小木地区計画の変更について
議案第7号	尾張都市計画小牧三丁目地区計画の変更について
議案第8号	尾張都市計画中央一丁目地区計画の変更について
議案第9号	尾張都市計画岩崎山北地区計画の変更について
議案第10号	尾張都市計画本庄地区計画の変更について
議案第11号	尾張都市計画東部地区計画の変更について

- 議案第12号 尾張都市計画大草檀之上地区計画の変更について
- 議案第13号 尾張都市計画駐車場の変更について
- 議案第14号 尾張都市計画公園の変更について
- 議案第15号 尾張都市計画緑地の変更について
- 議案第16号 尾張都市計画下水道の変更について
- 議案第17号 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更について
- 議案第18号 尾張都市計画火葬場の変更について
- 議案第19号 尾張都市計画小牧文津土地区画整理事業の変更について
- 議案第20号 尾張都市計画道路の変更について

- 諮問第1号 尾張都市計画都市高速鉄道の変更について
- 諮問第2号 尾張都市計画下水道の変更について
- 諮問第3号 尾張都市計画小牧南土地区画整理事業の変更について
- 諮問第4号 尾張都市計画小牧岩崎山前土地区画整理事業の変更について
- 諮問第5号 尾張都市計画小牧小松寺土地区画整理事業の変更について
- 諮問第6号 尾張都市計画公園の変更について
- 諮問第7号 尾張都市計画緑地の変更について
- 諮問第8号 尾張都市計画用途地域の変更について
- 諮問第9号 尾張都市計画区域区分の変更について
- 諮問第10号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 諮問第11号 尾張都市計画道路の変更について

4 その他

- 6 会議の傍聴人
3名

(午前10時15分開会)

事務局

お待たせしました。それでは、任命書交付式に引き続きまして平成22年度第1回小牧市都市計画審議会に移らせていただきます。

本日の出席委員は15名であります。従いまして小牧市都市計画審議会条例第5条第2項により本会議は成立をいたしております。

また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条の規定により本日の会議は公開とさせていただきます。

それでは、会の開催に先立ちまして、都市建設部参事の長瀬よりご挨拶を申し上げます。

都市建設部参事

どうも皆様おはようございます。ただ今紹介がありました都市建設部参事の長瀬でございます。よろしくお願いいたします。本日は、公私ともご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。また、先ほど、快く審議会委員をお受けいただきましたことについて感謝を申し上げます。

都市計画につきましては、申し上げるまでもなく、都市部と農地の健全な調和を図りつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを基本理念としております。ついては、当審議会におきましては小牧市都市計画審議会の条例第1条に基づき、都市計画法によりその権限に属させられた事項の調査と審議、また、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議することを目的に設置しております。当審議会における委員の皆様のご貴重なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日のご審議いただく議案でございますが、小牧市が定める都市計画案件として付議させていただき議決をいただくようとする議案が20件ございます。また、愛知県が定める都市計画について愛知県より本市に対し意見照会があったものについて、諮問させていただきご意見を伺ったうえで同意をいただく案件が11件ございます。これらの付議案件、諮問案件合わせて合計31件のご審議をお願いする予定でございます。

以上簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。また今後ともよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、今後お世話になります、事務局の職員の紹介をさせていただきたいと思っております。

(職員紹介)

では、これからの議事の進行につきましては、会長に務めていただくことになっておりますが、会長が決定しておりませんので、仮議長を定め議事の進行をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(事務局一任の声)

事務局

ありがとうございます。では事務局の案といたしまして、山本委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

事務局

ありがとうございます。それでは、仮議長につきましては山本委員にお願いしたいと思っています。

では、山本委員には恐れ入りますが議長席にご移動いただき、議事の進行をお願い申し上げます。

仮議長

ご指名いただきましたので、仮議長をやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。ではこれより、平成22年度第1回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

日程第1 小牧市都市計画審議会会長の選出についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、私から提案理由の説明を申し上げます。

小牧市都市計画審議会の会長につきましては、小牧市都市計画審議会条例第4条第1項に、「審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める」となっております。従いまして、学識経験者として委員に任命されました7名の方の中から会長の選出をお願いするものであります。以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

仮議長

提案理由の説明が終わりました。会長の選出は条例の規定により、学識経験者の中から選挙によって選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員

はい、指名推薦の方法でいかがでしょうか。

仮議長

ただいま、稲垣委員より、指名推薦とのご提案がありましたが異議ありませんか。

(異議なしの声)

仮議長

ご異議なしとのことでありますので、指名推薦でお願いしたいと思っております。どなたかご推薦をお願いいたします。

委員

はい、よろしいですか。先回に引き続きまして、経験豊富な野村嘉久委員を推薦したいと思っておりますがいかがでしょうか。

仮議長

他によろしいですか。ただいま、稲垣委員より、野村嘉久委員をとのご推薦がありましたが、他にありませんか。

ないようですので、野村嘉久委員を会長とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

仮議長

それでは、野村嘉久委員を会長とすることに決しました。

ここで、仮議長の席を引かせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。それでは、ここで野村会長のご挨拶をいただきたいと思っております。野村会長、よろしくお願いたします。

議長

皆さん、おはようございます。本日は大変ご多忙の中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

ただ今、会長に選任をされました野村嘉久でございます。当審議会は、都市計画法に基づき都市計画に関する事項を調査・審議する機関であります。今後、審議いたします案件は、いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議いただきますようお願い申しあげまして、私、会長の就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局

どうもありがとうございました。それでは、引き続き野村会長に議事の進行をお願い申しあげます。

議長

続きますして、小牧市都市計画審議会条例第4条第3項に規定をする会長の職務代理の指名をいたします。会長職務代理者には、学識経験豊富な山本典男委員をご指名いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

はい、ありがとうございます。ご異議なしと認めます。山本典男委員、よろしく願いをいたします。

続きますして、日程第2 議事録署名者の選任を議題といたします。小牧市都市計画審議会運営規程第8条により、会長において2名をご指名いたします。

本日の議事録署名者を、山本典男委員、山下史守朗委員をお願いいたします。

続きますして、日程第3 議案審議に入ります。なお、本日は議案が非常に多いことから事務局は提案理由の簡潔な説明に努めてください。

それでは、議案第1号から第19号については関連議案となりますので、「議案第1号 尾張都市計画高度利用地区の変更について」から「議案第19号 尾張都市計画小牧文津土地区画整理事業の変更について」までについて事務局より一括して提案理由の説明を求めます。

事務局

提案理由の説明の前に、今回、都市計画審議会に付議または諮問いたしております案件全般について、その経緯等を説明させていただきます。

お手元の資料で後ほど諮問案件としてご説明いたします尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の資料でございます69ページのほうをご覧くださいでしょうか。

愛知県では、人口減少・超高齢社会の到来、社会経済活動の広域化の進展、市町村合併の進展、環境問題の広がりなど、昨今の様々な社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画区域の再編を始めとした都市計画の見直しを進めております。

愛知県の都市計画区域は、現在20区域となっております。これは平成6年に豊田市北部の旧藤岡町が追加されてから約40年この状態となっております。

40年が経過いたしました結果、モータリゼーションの進展等もあり、都市計画区域の定義である「一体都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要のある区域」としてはやや小さいこともあり、今回見直しされることとなりました。

それによりまして都市計画区域は、今後の少子高齢社会の到来を踏まえ、特に医療・福祉の圏域を重視した6区域に再編することになりました。

これまで、稲沢中島、尾張西部、尾張北部及び春日井都市計画区域が一つとなりまして「尾張都市計画区域」となるものであります。これによりまして本市は、「尾張北部都市計画区域」から「尾張都市計画区域」になることとなります。

そのため、愛知県が定める都市計画や本市が定める都市計画に関するすべてについて、名称等の変更が必要となるものであります。

それでは、議案第1号から第19号までについて、関連案件でございますので一括してご説明申し上げます。資料のほうはお手元の1ページから34ページになります。

先に説明いたしました都市計画区域の再編に伴い、「尾張都市計画高度利用地区の変更」を始めとした第1号から第19号の案件につきましては、「尾張北部都市計画」から「尾張都市計画」への名称変更、それと町名変更に係る地点名称の変更といった都市計画法に規定された軽易な変更のうち「名称の変更」に該当する、いわゆる「形式的な変更」を行うものであります。

具体例をお示しいたしますのでまず1ページをご覧ください。

都市計画区域の再編前は「尾張北部都市計画高度利用地区」でございましたところを、今回「尾張都市計画高度利用地区」に名称を変更するものであります。

続きまして、資料25ページのほうをご開きいただきたいと思えます。

こちらは、「尾張都市計画駐車場」の名称変更とともに、過去の町名変更との整合を図るため、表中にございます「位置」の欄に記載される地点の名称を「小牧市大字小牧字駒止」から「小牧市中央一丁目」に変更するものであります。

これらの「形式的な変更」につきましては、軽易な変更ということから都市計画法第17条に基づく縦覧は行っておりません。

また、これらの付議案件につきまして、本日議決をいただきますと、都市計画の見直しに係る愛知県案の告示と同時期に告示をいたす予定でございます。

以上、簡単ではございますが議案第1号から議案第19号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言を許します。

(発言なし)

議長

発言もないようでございますのでこれより採決に入らせていただきます。

「議案第1号 尾張都市計画高度利用地区の変更について」から「議案第19号 尾張都市計画小牧文津土地地区画整理事業の変更について」は原案のとおり可決することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって「議案第1号 尾張都市計画高度利用地区の変更について」

から「議案第19号 尾張都市計画小牧文津土地区画整理事業の変更について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、「議案第20号 尾張都市計画道路の変更について」事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第20号尾張都市計画道路の変更について説明をいたします。

お手元の議案書35ページから41ページになります。

先に説明のありました、都市計画区域の再編により、小牧市の都市計画道路についても、「尾張北部都市計画」から「尾張都市計画」に変更しようとするものであります。35、36ページにありますとおり、種別欄、名称の番号を記載のとおりに変更しようとするものであります。また、36ページに記載しております6路線につきましては、交差点数を見直し、併せて変更しようとするものであります。37ページに市全体の図面、38ページから41ページにつきましては、その拡大した図面を付けています。

本件につきましては、平成22年6月11日から6月25日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

はい、提案理由の説明は終わらせていただきました。これより質疑に入ります。発言を許します。

(発言なし)

議長

ご意見ございませんか。ご意見もないようでありますのでこれより採決に入ります。

「議案第20号 尾張都市計画道路の変更について」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

はい、ご異議なしと認めます。よって「議案第20号 尾張都市計画道路の変更について」は原案のとおり可決されました。

続きまして、諮問第1号から第7号については関連議案となりますので、「諮問第1号 尾張都市計画都市高速鉄道の変更について」から「諮問第7号 尾張都市計画緑地の変更について」までについて事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、諮問第1号から第7号までについて、関連案件でございますので一括してご説明申し上げます。お手元の資料42ページから59ページになります。

諮問案件につきましては、都市計画法第18条第1項に「都道府県は、関係市町村に意見を聴き」とありますので、愛知県が定める都市計画について愛知県より本市に対し意見照会があったものであり、本議会に諮問した上で本市は回答するものであります。

諮問第1号から第7号につきましては、愛知県が定め、かつ、本市と関連のある都市計画において、先述の名称変更等の「形式的な変更」について、諮問するものであります。

具体的に例を申し上げます。お手元の資料、50ページをご覧くださいませでしょうか。

都市計画区域の再編前は「尾張北部都市計画緑地」でございましたところを、今回「尾張都市計画緑地」に名称を変更するものであります。

続きまして、お手元の資料、55ページをご覧ください。

表中「位置」の欄の中段に「久保一色南二丁目」とありますが、変更前は「大字久保一色字荒田」であったものであり、町名変更に係る名称変更を行っております。

これらの諮問案件と以後の諮問案件につきましては、愛知県の都市計画審議会の議を経て、愛知県が告示することとなっております。

以上、簡単ではございますが諮問第1号から諮問第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうお願いいたします。

議長

はい、提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言を許します。

(発言なし)

議長

ご発言もないようでありますのでこれより採決に入らせていただきます。

「諮問第1号 尾張都市計画都市高速鉄道の変更について」から「諮問第7号 尾張都市計画緑地の変更について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

はい、ご異議なしと認めます。よって「諮問第1号 尾張都市計画都市高速鉄道の変更について」から「諮問第7号 尾張都市計画緑地の変更について」は原案のとおり承認されました。

続きまして、「諮問第8号 尾張都市計画用途地域の変更について」事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、諮問第8号尾張都市計画用途地域の変更について説明をいたします。

お手元の資料60ページから64ページとなっております。

本市における変更内容といたしましては2点ございます。

1点目は、都市計画区域の再編に伴う名称変更、すなわち「尾張北部都市計画用途地域」から「尾張都市計画用途地域」への変更でございます。

次に2点目でございますが、小牧市小牧五丁目地区の用途変更でございます。これは、用途地域の境界の基準は一般的には道路の中心線や地形地物があげられますが、小牧五丁目地区において、道路整備に伴い用途の境界基準といたしておりました道路の中心線の場所が変わったことから、適切な用途地域の境界に変更するものでございます。

それでは、小牧五丁目地区の用途変更についての詳細を説明申し上げます。

資料、62ページの総括図の方をご覧くださいませでしょうか。前のほうにもスクリーンで表示させていただいておりますが、小牧五丁目地区におきましては名鉄小牧駅から西へ約800mの位置に位置しております。

続きまして、お手元の資料64ページの新旧用途地区対照図をご覧ください。

当地区におきましては、第一種中高層住居専用地域と近隣商業地域との用途地域の境界基準としていた道路が拡幅整備及び線形変更により、新たに整備されました道路の境界の基準及び境界とする用途地域の変更を行うものであります。

これによりまして、小牧市内におきましては、近隣商業地域約0.2ヘクタールが第一種中高層住居専用地域に、第一種中高層住居専用地域約0.1ヘクタールが近隣商業地域にそれぞれ変更となりまして、近隣商業地域が約0.1ヘクタールの減少、第一種中高層住居専用地域が約0.1ヘクタールの増加となっております。

本件につきましては、平成22年6月11日から6月25日までの間、愛知県が縦覧に供しましたところ、期間内の縦覧者は11名ございましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上、諮問第8号説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言を許します。

委員

実質的に、変更前と変更後、この面積について話してもらえます。どのようになりますか。

事務局

面積につきましては、第一種中高層と近隣商業地域の用途地域を互いにやりとりしたものでございますが、今回の変更に伴いまして今まで近隣商業地域であったところの0.2

ヘクタールが第一種中高層住居専用地域に変わったと、第一種中高層住居専用地域であった0.1ヘクタールが近隣商業地域に変わったということで、全体面積は変わっておりませんが、お互いに0.1ヘクタールずつ数字が変わっております。近隣商業が0.1ヘクタール減少いたしまして、第一種中高層住居専用地域が0.1ヘクタール増えたという形になっております。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

他にありませんか。

委員

用途地域の変更ですね。近隣商業と第一種の中高層ですけども、その他で、例えばその他の条例関係では変わってくることはないですか。用途地域だけでしょうか。

事務局

今回の見直しに伴いまして、変わるものは都市計画上の用途区域だけということで、条例上の手続き変更はございません。

委員

ここらへんですね。景観とか条例がありますけど、そこらへんも重ねて変わりはないでしょうか。

事務局

ここらへん、景観形成の関係で景観形成重点地区という設定をさせていただいておりますが、これにつきましては先の景観審議会におきまして、この都市計画用途の見直しに合わせたかたちで重点地区の区域変更もさせていただいております。

議長

よろしいですか。

委員

了解です。

委員

用途変更によってですね。既存建物の不適合・不適合は発生しませんか。

事務局

今回、この区域内におきます住居系の制限不適合につきましては、事前調査の結果ございませんでした。並びにまた、計画区域の見直しに伴いまして平成21年3月19日に住民に説明会等も実施いたしておりますが、特に反対意見等もございませんでした。

委員

ありがとうございました。

議長

よろしいですか。

他にございませんか。それではご意見もないようでございますのでこれより採決に入らせていただきます。「諮問第8号 尾張都市計画用途地域の変更について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よって「諮問第8号 尾張都市計画用途地域の変更について」は原案のとおり承認をされました。

続きまして、「諮問第9号 尾張都市計画区域区分の変更について」につきまして事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、諮問第9号尾張都市計画区域区分の変更について説明いたします。

お手元の資料は65ページから68ページになります。そちらをお願いいたします。

愛知県では、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域いわゆる市街化区域と、市街化を抑制すべき区域いわゆる市街化調整区域との区分を都市計画に定めております。

昭和45年に当初のこれら区域区分を行って以来、計画的なまちづくりのため、これまで4回の見直しが行なわれておりますが、今回5回目の見直しを行うものであります。

小牧市に関連する変更内容といたしましては、先述の名称等の変更があります「尾張北部都市計画区域区分」が「尾張都市計画区域区分」となるものであります。

本件につきましては、平成22年6月11日から6月25日までの間、愛知県が縦覧に供しましたところ、期間内の縦覧者は7名ありましたが、意見書の提出はございませんで

した。

以上、諮問第9号の説明とさせていただきます。
よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言を許します。

(発言なし)

議長

はい、ご発言はないようでございますのでこれより採決に入らせていただきます。

「諮問第9号 尾張都市計画区域区分の変更について」は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よって「諮問第9号 尾張都市計画区域区分の変更について」は原案のとおり承認をされました。

続きまして、「諮問第10号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」について事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、諮問第10号尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる愛知県が定めます都市計画区域マスタープランの変更についてご説明申し上げます。

お手元の資料は69ページから73ページとなっております

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は都市計画法第6条の2に定められておりまして、都市計画区域のマスタープランとして都市計画区域ごとに定めることになっております。県が広域的な見地より、長期的な視点に立った都市の将来像を明確化するとともに、都市計画の基本的な方針を定めるものであり、愛知県都市計画審議会での議を経た上で決定されるものであります。

そのなかで定めるべき事項といたしまして、「都市計画の目標、区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針、土地利用の方針、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画決定の方針」がございします。

それでは、愛知県が定めます「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要についてご説明申し上げます。

お手元の資料、70ページのほうをご覧ください。

本方針は、基準年次を平成22年といたしまして、概ね20年後の都市の姿を展望した

上、都市計画の基本的方向が定められております。ただし、市街化区域の規模などは、10年後の平成32年を目標年次とされております。

続きまして、「都市計画の目標」であります。都市づくりの基本理念といたしましては、「豊かな水と緑の中で、広域交通体系をいかして産業が力強く発展する都市づくり」を目指すこととされております。

続きまして、71ページ、「都市づくりの目標」では、「人口動向等を踏まえた住居系市街地の形成に向けた目標」、「都市機能の立地・誘導に向けた目標」、「広域交通体系および公共交通網構築に向けた目標」、「産業動向等を踏まえた工業系市街地の形成に向けた目標」及び「環境負荷が小さく、防災性が高い都市の構築に向けた目標」といった5つの切り口により目標が掲げられております。

続きまして、72ページのほうですが、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」では、平成32年の想定人口を511万人、市街化区域内人口を約436万人、製造品出荷額を約18兆円と想定されております。

続きまして、72から73ページのほうをご覧ください。

「主要な都市計画決定等の方針」についてでございますが、ここでは、「土地利用」、「都市施設」、「市街地開発事業」及び「自然的環境の整備または保全」の4つの項目に分け、示されております。

このマスタープランにつきましては、平成21年10月9日から10月23日までの素案の閲覧、平成21年12月13日の公聴会を経て案の作成が行われております。

また、平成22年6月11日から6月25日までの間、愛知県が縦覧に供しましたところ、期間内縦覧者は13名でございまして、意見書の提出はございませんでした。

以上、諮問第10号の説明とさせていただきます。
よろしく願い申し上げます。

議長

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言を許します。

委員

一点だけ教えていただきたいんですけども、71ページに2段目に都市機能の立地・誘導に向けた目標というのがございます。一宮と春日井の駅周辺については区域拠点という位置づけになっておりますので、その他の町の駅その辺については都市拠点というふうに語句が書いてあるわけですけども、単純に一宮と春日井は人口が非常に大きいということは十分わかっておりますが、具体的にはこれ今後の計画において、目指すべき形というのが、なにか違いが具体的にあるのか、どうゆうような説明があるのか確認をさせていただきたいなと思っております。

事務局

一応、今回の都市計画の将来構造の中で、一宮、春日井が広域拠点的な扱いとされてお

ります。委員が言われるように、やはり人口集積また交通の状況等が反映された結果で尾張都市計画区域における拠点地区という位置づけがされております。

特に、他の地域との差が設けられておるといことではありませんが、やはり計画の取り組みが若干違うという位置づけにしかなくないといことでもありますけども。具体的な内容については、小牧市として小牧駅周辺が拠点とされておるといこと、小牧市の都市計画マスタープランとの関係は支障がないといふうで考えております。

委員

そうすると、何か一宮駅とか春日井駅と比べて小牧駅について、なんら差はないんですか。この計画上言葉は違うけども、具体的にはどう違うのがよくわからんといような感じに聞こえるんですが、どうゆうふう以小牧としては位置づけとしては都市が単純に人口が大きいからそうゆうふうになつとるんだらうといような受け止め方で、特に支障はないといことですか。

事務局

委員が言われるように私どもとしては、特段取り扱いに違いがあるといふうに認識はいたしておりません。

委員

そうですか。

議長

他にありませんか。

委員

よろしいですか。ちょっと参考にお尋ねしたいんですが、72ページの年次目標がありますね17年と32年と。これ今20年と22年の現在の数値はわかりますか。わかったら教えてほしいんですけど。

事務局

申し訳ありません。ただいま22年度時点におけるデータ等については県のほうからはいただいておりませんので、また後日調べてお応えしたいと思います。

委員

目標は達成しつつあるのかなと思つて。いや、いいですわ。

議長

他にはございせんか。

はい、ご意見のないようでございますのでこれより採決に入らせていただきます。「諮問第10号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

はい、ご異議なしと認めます。よって「諮問第10号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は原案のとおり承認されました。

続きまして、「諮問第11号 尾張都市計画道路の変更について」について事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、諮問第11号尾張都市計画道路の変更（愛知県決定）についてご説明いたします。お手元の議案書74ページから81ページになります。

これらについても、都市計画区域の再編により、小牧市の都市計画道路について、「尾張北部都市計画」から「尾張都市計画」に変更しようとするものであります。74ページから76ページにありますとおり、種別欄、名称の番号及び路線名等を記載のとおり変更しようとするものであります。また、75、76ページに記載しております15路線につきましては、交差点数を見直し、併せて変更しようとするものであります。77ページに市全体の図面、78ページから81ページにつきましては、その拡大した図面をつけております。

本件につきましては、平成22年6月11日から6月25日までの間、愛知県が公衆の縦覧に供しましたところ、期間内の縦覧者は11名あり、意見書の提出はありませんでした。

以上、諮問第11号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

はい、提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。発言を許します。

(発言なし)

議長

はい、ご発言もないようでございますのでこれより採決に入らせていただきます。

「諮問第11号 尾張都市計画道路の変更について」は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

はい、ご異議なしと認めます。よって「諮問第11号 尾張都市計画道路の変更について」は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 その他に入ります。事務局から何かございますか。

事務局

一件、報告事項がございますので、担当から説明申し上げます。

事務局

廃棄物対策課長の仲根でございます。

私のほうから、一点ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料「尾張都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（小牧市決定）」をご覧ください。

内容につきましては、資料の理由の欄に記載してありますように、野口地区にあります小牧岩倉衛生組合環境センターについて、都市計画区域の再編等に伴い名称を変更するとともに、現施設の老朽化に伴い、熱エネルギーの高効率回収及び有効利用の促進等循環型社会の構築に向けた取組みの一層の推進を図ることを目的とし、**新たな**ごみ処理施設を整備するため、**過去に都市計画決定しました区域を変更**しようとするものであります。その具体的な区域の形状につきましては、次ページ以降にあります総括図、計画図のとおりでございます。

今回の変更案につきましては、6月11日から7月12日まで縦覧を行った次第でございます。一定規模以上のごみ焼却場の整備にあたっては、愛知県環境影響評価条例の規定により、環境影響評価を実施し、また、併せて都市計画決定を行う必要があります。このことから、愛知県が環境影響評価準備書の審査を終える11月ごろに、本審議会における審議をお願いしたいと考えております。

なお、お手元の「環境影響評価準備書のあらまし」についてでございますが、今回の環境影響評価の予測・評価結果の概要をまとめたものでございますので、お持ち帰りいただきましてご覧いただければというふうに思っております。

以上、簡単ではありますが、「尾張都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更」に係る報告とさせていただきます。以上でございます。

議長

ただいま事務局より報告がありましたように、尾張都市計画ごみ焼却場の変更については、次回の審議会に議案として提案をされますので、よろしく申し上げます。

その他、何か報告事項はございますか。

事務局

ただいまお話がございました次回審議会の予定でございますが、先ほどのごみ焼却場の変更と次回生産緑地地区の変更を議案として予定させていただいております。概ね11月中旬での開催を予定いたしておりますので、またその時期になりましたらご案内申し上げます。お願いします。以上です。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。たいへん長時間にわたり慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。

これもちまして、平成22年度第1回小牧市都市計画審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午前11時00分 閉会)

平成22年度第1回小牧市都市計画審議会議事日程

1 会長の選出について

会長の職務代理者の指名について

2 議事録署名者の選任

3 議案審議

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 議案第1号 | 尾張都市計画高度利用地区の変更について |
| 議案第2号 | 尾張都市計画防火地域及び準防火地域の変更について |
| 議案第3号 | 尾張都市計画駐車場整備地区の変更について |
| 議案第4号 | 尾張都市計画桃花台地区計画の変更について |
| 議案第5号 | 尾張都市計画岩崎地区計画の変更について |
| 議案第6号 | 尾張都市計画小木地区計画の変更について |
| 議案第7号 | 尾張都市計画小牧三丁目地区計画の変更について |
| 議案第8号 | 尾張都市計画中央一丁目地区計画の変更について |
| 議案第9号 | 尾張都市計画岩崎山北地区計画の変更について |
| 議案第10号 | 尾張都市計画本庄地区計画の変更について |
| 議案第11号 | 尾張都市計画東部地区計画の変更について |
| 議案第12号 | 尾張都市計画大草檀之上地区計画の変更について |
| 議案第13号 | 尾張都市計画駐車場の変更について |
| 議案第14号 | 尾張都市計画公園の変更について |
| 議案第15号 | 尾張都市計画緑地の変更について |
| 議案第16号 | 尾張都市計画下水道の変更について |
| 議案第17号 | 尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更について |
| 議案第18号 | 尾張都市計画火葬場の変更について |
| 議案第19号 | 尾張都市計画小牧文津土地地区画整理事業の変更について |
| 議案第20号 | 尾張都市計画道路の変更について |
| 諮問第1号 | 尾張都市計画都市高速鉄道の変更について |
| 諮問第2号 | 尾張都市計画下水道の変更について |
| 諮問第3号 | 尾張都市計画小牧南土地地区画整理事業の変更について |
| 諮問第4号 | 尾張都市計画小牧岩崎山前土地地区画整理事業の変更について |
| 諮問第5号 | 尾張都市計画小牧小松寺土地地区画整理事業の変更について |
| 諮問第6号 | 尾張都市計画公園の変更について |
| 諮問第7号 | 尾張都市計画緑地の変更について |
| 諮問第8号 | 尾張都市計画用途地域の変更について |

諮問第 9 号 尾張都市計画区域区分の変更について

諮問第 10 号 尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

諮問第 11 号 尾張都市計画道路の変更について

4 その他

上記の模様を収録し、その相違なきことを証するために署名します。

平成 年 月 日

1 会 長

1 議事録署名者

1 議事録署名者